- 1 いじめ防止のための対策の基本的な考え方
 - (1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法の定義 H25)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、該当行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの ※ケンカもいじめになりうるとの定義変更へ

(2) いじめ防止の対策のための基本理念

- ① いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こりうる可能性がある 最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ② いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く 社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③ 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、 保護者、地域などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する 必要がある。
- ④ 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

(3) いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題への対策を、児童及び教職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら、いじめのない社会の実現を目指す。

(4) いじめ防止に向けた方針

① 学校

- ・ あらゆる教育活動を通じて、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりをめ ざす。
- ・ 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育んでいくため、子 も自身が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。
- ・ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、 じめを未然に防ぎ、い じめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機 連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ・ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの 早期把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ・ 相談窓口を明らかにするとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の 面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

② 保護者

- ・ どの子も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加 担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、 周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・ 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- いじめを発見し、または、いじめの恐れがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

③ 子どもとして

- ・ 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人

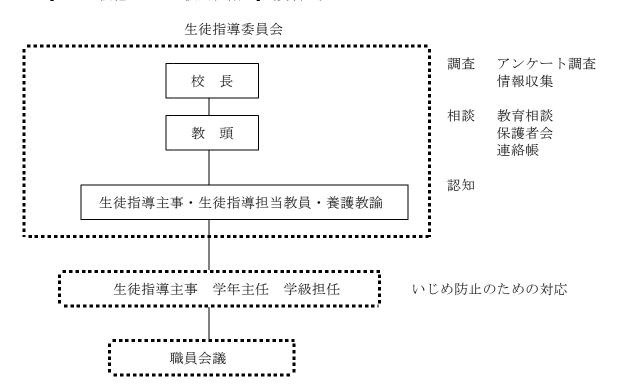
に積極的に相談することなどに努める。

- ④ 地域として
 - ・ 地域の子どもは地域で育てるという意識を共有する。
 - ・ 地域の子どもの成長、生活に感心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは 関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携し ていじめの防止等に努める。

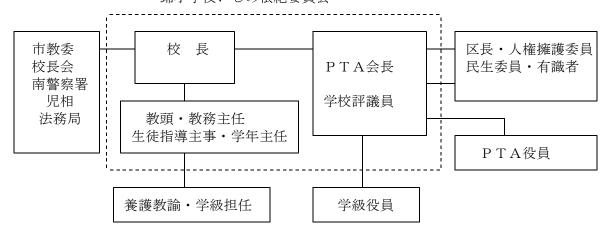
2 校内いじめ防止実施指針

- (1)「いじめは、どの学校・学級にも起こりうる」という認識をすべての教職員が持ち、未然防止のために、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に努める。
- (2) 早期発見のために日頃から教職員は子ども達との信頼関係の構築に努め、子ども達の小さな変化を敏感察知し、いじめを見逃さないようにする。
- (3) いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、校長への報告・連絡・相談を敏速・確実に行い、校長の指示により組織的に対応する。
- (4) いじめ問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと「いじめを 根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で生徒指導委員会を中心に組織的な 取り組みを行う。
- (5)「生徒指導委員会」(資料1)では、生徒指導主事を中心にいじめ調査等を行う。 また、いじめの認知は委員の3分の1以上の出席による生徒指導委員会で行う。
- (6)養護教員を中心とした「いじめ相談」を積極的に実施する。養護教諭は、悩みを持っている児童生徒の『心の居場所』としての役割を果たしているという実態がある。養護教諭は、保健室での児童生徒の様子からいじめの兆候に気付くことも多い。児童生徒の心身の健康に関する指導に当たる立場にあること等から、生徒指導委員会等において養護教諭が得た情報を学校全体で共有し、連携して生徒指導にあたる。
- (7) 重大事態(いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害を生じた疑いがあるとき等)が発生した場合には、速やかに教育委員会、警察等の関係機関に相談するとともに「いじめ根絶委員会」(資料2)において対策を講じる。

3 【いじめ根絶のための校内組織I】(資料1)



4 【いじめ根絶のための組織Ⅱ】<資料2> 錦小学校いじめ根絶委員会



【錦小学校いじめ根絶委員会規定】

第1条(目的)

この規定は、いわき市立錦小学校いじめ根絶委員会の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(設置)

すべての児童が、いじめのない明るい楽しいが学校生活を送れるようにするため、いじめ根絶委員会を置く。

第3条(役割)

委員は、学校の意向いじめ根絶の取組みに対して、その求めに応じ、一人一人の責任 においていじめ根絶に関する意見を述べることができる。

第4条(委員)

委員は、地域の有織者、PTA会長、本校職員、校長が必要と認める者で組織する。

第5条 (運営)

- (1) 校長は、必要に応じていじめ根絶委員を招集しこれを主宰する。(会員の過半数で開催する。)
- (2) 校長は、職員に会議の運営を意見を補佐させることができる。
- (3) 校長は、委員一人一人から意見を聴取することを原則とする。また、必要に 応じて会員を集め、意見交換を行う場を設けることができる。

第6条(守秘義務)

委員は立場上知り得た秘密を漏らしてはならない。その立場を退いた後も同様とする。

第7条

事務局をいわき市立錦小学校に置き、教頭が事務を司る。

第8条 (その他)

この規定に定めるほか、必要な事項は校長が教育委員会に諮って定める。

